

# 固定資産(土地・家屋)を現に所有する者の届出書

令和 年 月 日

四條畷市長 宛

①\_\_\_\_\_は、固定資産課税台帳に所有者として登録されていますが、このたび死亡いたしました。

つきましては、相続人の間で協議した結果、相続による所有権移転登記完了までの間、地方税法第343条第2項後段に規定する「現に所有する者」の代表者②を下記のとおり決定しましたので届出します。

なお、今後本件に係る紛争があったときは、当方にて解決し、貴市には迷惑はかけません。

① 台帳上の所有者	住所	
	フリガナ 氏名	死亡年月日  年 月 日
② 現に所有する者 のうちの代表者	住所	①との続柄
	フリガナ	電話番号
	氏名  生年月日 年 月 日	( )  —

<参考>

地方税法抜粋

(固定資産税の納税義務者等)

第三百四十三条 固定資産税は、固定資産の所有者(質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。)に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。